



令和 7 年 8 月 2 0 日
海 事 局 総 務 課
外国船舶監督業務調整室

世界各国と協調して外国船舶への立入検査（PSC：ポート・ステート・コントロール）の集中検査キャンペーンを実施します！

日本が加盟するアジア・太平洋地域における 22 の国と地域の PSC 協力体制である東京 MOU では、毎年、テーマを決めて集中検査キャンペーン（CIC: Concentrated Inspection Campaign）を実施しており、今年も 9 月 1 日から 11 月 30 日までの 3 ヶ月間、「船舶のバラスト水管理」をテーマにして世界各国と協調して実施します。

今年の CIC については、船舶のバラスト水管理に関する国際ルールの遵守について、船舶所有者、船舶運航者及び船員の注意を喚起することを目的として、バラスト水管理条約に定める関連規定への適合状況を確認します。なお、本取組みは、例年と同様、欧州・北大西洋地域における 28 カ国の PSC 協力体制であるパリ MOU においても、同一のテーマで同時期に CIC を合同で実施することとしています。

具体的には、9 月 1 日から 11 月 30 日までに行う PSC において、特に以下の事項について確認を行います。

- ① 船上におけるバラスト水管理が、バラスト水管理計画に従って実施されていること。
- ② バラスト水管理を担当する乗組員が、バラスト水管理の実施方法に精通していること。
- ③ 船舶に保管されたバラスト水記録簿が、適切に記録されていること。

アジア・太平洋地域及び欧州・北大西洋地域という広いエリアにおいて、同時期に同テーマで CIC を実施することを通じて、同エリア内を航行する船舶に対して、より一層の国際ルールの遵守に対する認識向上に繋がっていきます。



【問い合わせ先】

海事局 総務課 外国船舶監督業務調整室 杉浦・古賀
代表：03-5253-8111（43-177、43-176）
直通：03-5253-8639

<参 考>

1. 「PSC」(ポート・ステート・コントロール : Port State Control)

旗国は、自国籍船が国際条約の基準に適合していることを確認する義務がある。しかしながら実際には、サブスタンダード船(基準に適合していない船舶)が存在しており、国際的にこうした船舶の排除が重要な課題となっている。この十分に果たせていない旗国の役割を補完するため、自国に入港する外国船舶に対して立入検査を行うことをPSCといい、国際海事機関(IMO)の条約等により寄港国の権利として認められているものである。

2. 「MOU」(Memorandum of Understanding)

PSCの効果を上げるためには、周辺諸国との情報共有などの協力が不可欠であり、そのために各国の海事当局が結んだ覚書。MOU参加国は、過去のサブスタンダード船に関する情報共有や、PSC検査官の研修訓練等を共同で実施している。

3. 東京 MOU

1994年に活動を開始した、アジア・太平洋地域におけるPSCに関する協力体制で、現在22の国と地域(日本、オーストラリア、カナダ、チリ、中国、フィジー、香港、インドネシア、韓国、マレーシア、マーシャル諸島、ニュージーランド、パナマ、ペルー、パプアニューギニア、フィリピン、ロシア、シンガポール、タイ、バヌアツ、ベトナム及びメキシコ)が加盟している。

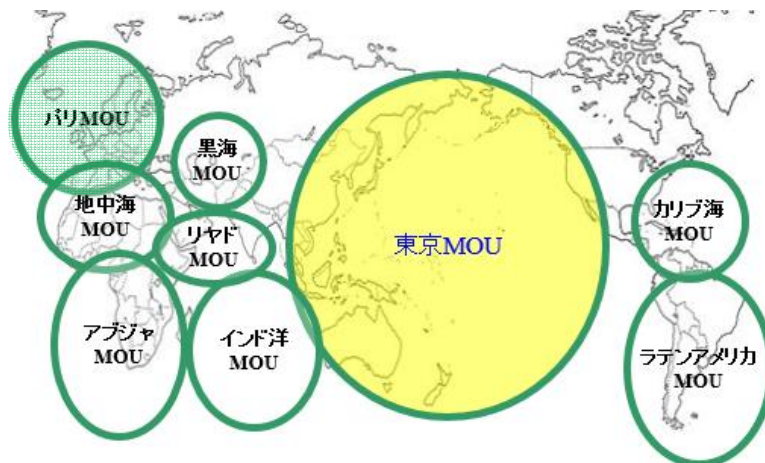


図 PSCの地域間協力体制

東京MOU公式ホームページ : <https://www.tokyo-mou.org>

4. パリ MOU

1982年に活動を開始した、欧州・北大西洋地域におけるPSCに関する協力体制で、現在28の国(ベルギー、ブルガリア、カナダ、クロアチア、キプロス、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、アイスランド、アイルランド、イタリア、ラトビア、リトアニア、マルタ、モンテネグロ、オランダ、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、ロシア、スロベニア、スペイン、スウェーデン、イギリス)が参加している。

5. バラスト水管理条約

2004年に国際海事機関(IMO)で採択された、船舶の縦傾斜等を制御するために船舶に取り入れられたバラスト水及び沈殿物の規制及び管理により、有害な水生生物及び病原体の移動から生ずる環境等に対する影響を防止することを目的とした国際条約。正式名称は、2004年の船舶のバラスト水及び沈殿物の規制及び管理のための国際条約。

6. 過去5年間の集中検査キャンペーンのテーマ（実施時期：毎年9月1日～11月30日）

2024年（令和6年）：船員の賃金及び雇用契約

2023年（令和5年）：船舶の火災安全対策

2022年（令和4年）：STCW条約全般

2021年（令和3年）：船舶の復原性全般

注）2020年（令和2年）については、新型コロナウイルス感染の影響により未実施